

審議事項 1 恵那市屋外広告物条例について

1. 条例制定の経緯及び理由

現在、恵那市の屋外広告物の設置の許可、更新等の事務は県の屋外広告物条例、施行規則により市で処理している。

恵那市は、平成 21 年 5 月に景観行政団体となり、平成 24 年 3 月に景観法に基づく恵那市景観計画（以下、景観計画）を策定している。屋外広告物については、表示にあたっての配慮事項を定め、これに基づく市の条例を制定し、色彩を含む適切な規制・誘導を図る（恵那市景観計画第 4 章より）としており、この景観計画と整合した恵那市屋外広告物条例を制定するもの。

なお、恵那市屋外広告物条例の制定にあたっては、景観審議会（恵那市景観条例第 34 条第 1 項。以下、審議会）の中に屋外広告物部会（以下、部会）を設置し、これまで審議会及び部会で条例内容について審議している。

2. 条例（案）策定までの経過

【審議会、部会における検討】

平成 24 年度

（7／23 審議会）

- ・審議会にて、市条例制定に向け、審議会の中に部会を設置することに同意を得る。（恵那市景観条例施行規則第 31 条第 5 項）

平成 25 年度

（10／9 部会）

- ・第 1 回部会開催。屋外広告物に対しても、景観計画による色彩基準を適用する方向で検討することに決める。

（10／25 審議会）

- ・部会の報告。

（1／16 部会）

- ・景観計画と整合を図り、最終的に彩度 8 が達成できる仕組みづくりを目指すこととした。色彩基準の例外として、アクセント色については景観計画と同様に 10 分の 1 とすることに同意を得た。また、許可の基準と広告物のあり方（趣旨）を整理することとモデル地区のしきみ（モデル地区指定地域には、独自のルールを適用し、規制すること）について説明。

平成 26 年度

(5/19 審議会)

- ・部会の報告と恵那市屋外広告物ガイドライン（以下、ガイドライン）の内容説明。

(7/8 部会)

- ・色彩の基準について検討。

(10/21 部会)

- ・部会の方針として、色彩基準について彩度 8 以下を推奨基準とすることとした。基準の表現を明確化するよう指摘を受ける。

(2/25 部会)

- ・ガイドラインの内容と今後の方針について確認。

(3/16 審議会)

- ・部会の報告とガイドラインの変更点を説明。（変更点：あり方と基準を整理。安全点検について、業の登録についてガイドラインに追加記載。

平成 27 年度

(6/9 部会)

- ・条例案の素案をかためる。（許可の基準については、県の条例と変更なし。ただし、色彩について高彩度を使用しない旨など景観計画に合う表現を採用。また、色の推奨基準として「彩度 8 以下を目安とする」ことについてガイドラインに追加記載）

(8/7 審議会)

- ・前回からの変更点を説明。部会でかためた条例案を基に、今後、関係者説明会を行うことを説明。（変更点：表現についての補足を記載、電柱・アドバルーンの基準を追加記載（県の基準と同様）、モデル地区の指定について追加記載（県条例に記載あり）

【条例制定に向けた市民への周知】

<概要>

広告物管理者、市内看板業者などを対象とした関係者説明会を開催し、市から条例制定の目的から制度内容（広告物等のあり方、申請の手続き、色彩の推奨基準など）を説明後、質問・意見を受けた。

<開催日時>

10/20 (火) 1回、10/22 (木) 2回 計 3回

<参加者>

市内建築確認業者（5 社）、市内看板業者（5 社）、広告美術組合（2 社）、届出のある広告物管理者（20 社）、市役所関係部署（2 課） 計 32 社 + 2 課

<主な質問・意見>

①色彩について

意見 現状では推奨ということだが、将来的には基準となるのか。

回答 現状で広告物に対する意識が成熟されていないため、市内全域に厳しい色彩基準を設けることはしていないが、今後「モデル地区の指定」のしくみを活用して、色彩を含めた地区に合う、より厳しい規制をすることが可能である。そこから恵那市の景観に対する意識の高揚につなげていきたい。

新設や看板の立て直しなどで色を変更するタイミングがあれば、推奨基準内に収まるようお願いをしていく。

②違反広告物について

意見 交差点などの禁止地域に看板が立っているが問題ないのか。また、違反広告についてはどのように対処していくのか。

回答 名称は「禁止」となっているが、禁止地域の基準を守れば立てることは可能である。ただし、許可地域より厳しい規制内容としている。

現在、主な交差点などのパトロールを行っている。今後、違反広告の状況を整理し、指導等を行い、悪質なものは除却等も検討していく。

<条例案について>

変更点なし

3. 施行予定日

平成 28 年 4 月 1 日

審議事項2 景観重要樹木候補の審査について

I 景観重要樹木とは

1. 景観重要樹木の制度概要

地域の景観上重要な樹木を「景観重要樹木」として指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るもの。

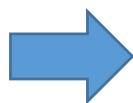
文化財保護法

指定または仮指定されたもの

特別史跡、史跡

特別名勝、名勝

特別天然記念物、天然記念物



景観重要樹木に指定できない。

* 文化財として指定される樹木との違い・・・

文化財保護法における「学術上価値の高いもの」という価値判断とは異なり、「良好な景観を守るために必要」という価値判断をもとに指定されるもの

【新日本法規出版株発行「Q & A わかりやすい景観法の解説」より】

2. 景観計画に掲げる指定の方針【恵那市景観計画第5章】

次のいずれかに該当するもの

- ・地域の自然、歴史、文化などからみて、外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- ・市民に親しまれ、地域のシンボル的な存在となっているもの
- ・街角に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- ・品格や風格が備わり、優れた樹姿（樹高や樹形）のもの
- ・社寺林や地域の骨格となる樹林などを構成する主たる樹木

3. 指定後の所有者への管理義務等【景観法第 33 条・第 103 条第 5 項、恵那市景観条例第 24 条、景観条例施行規則第 18 条】

- ・現状（伐採又は移植）の変更に対する制限（変更には市長の許可が必要となる）
※許可なく伐採した場合などには罰金が課される。
- ・所有者は、良好な景観を維持するよう管理する。（剪定、害虫駆除、その他必要な管理）
※健康状態が異常になった場合は、直ちに市へ報告

4. 維持管理への助成【恵那市景観条例第 33 条】

所有者が指定後の維持管理のために経費を要する時、保存に要する経費の一部を助成する。

＜助成内容＞【恵那市景観重要建造物又は景観重要樹木助成金交付要綱第 5 条】

景観重要樹木に対する助成

剪定・枝処理・治療に要する経費の 2 分の 1（年 1 回、3 万円を上限）

II 応募樹木の紹介 ~樹木の情報~

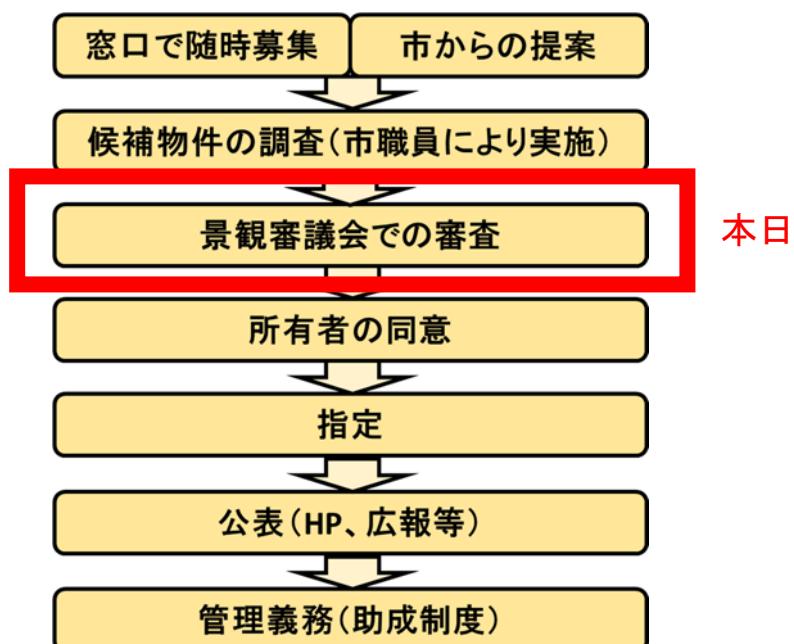
樹木 1	樹木 2
名称 エドヒガン桜	名称 ハナノキ
樹種 エドヒガン (バラ科サクラ属の植物の一種)	樹種 ハナノキ (カエデ科カエデ属の落葉樹)
本数 1本	本数 5本
樹齢 約20年 (推定)	樹齢 約100~155年 (推定)
樹姿 樹高 : 平均約10m 幹周 : 約1m 50cm 枝張 : 約12m	樹姿 樹高 : 平均約20m 幹周 : 約1m 60cm 枝張 : 約10m
所在地 恵那市笠置町姫栗26-22	所在地 恵那市大井町 (甚平坂公園隣)
申請者応募理由 ・平成5年、根尾村にて淡墨桜の苗木を分けてもらった。 ・毎年きれいに花が咲く。	申請者応募理由 ・中山道沿いに密集している花の木は数少なく、公園と一体化して景観的にも良い。 ・ウォーキング・通学路沿いにあり、人目に付く。
季節景観 開花 : 4月初旬頃	季節景観 花期 : 3~4月、紅葉時期 : 11月上旬頃
	備考 ・日本の固有種。(東海4県にのみ自生) 絶滅危惧 II 類に指定。

樹木 3	樹木 4
名称 下ヶ淵 (したがふち) のカエデ	名称 社宮司 (しゃぐじ) の桧
樹種 ヤマモミジ (カエデ科カエデ属)	樹種 ヒノキ (ヒノキ科ヒノキ属の針葉樹)
本数 約70本 (群生)	本数 1本
樹齢 約80年 (推定)	樹齢 約400年以上 (推定)
樹姿 樹高 : 平均約10m 幹周 : 約50~130m 枝張 : 約6m 範囲 (面積) : 1,600m ² (延長80m×奥行き20m)	樹姿 樹高 : 平均約14m 幹周 : 約2m 40cm 枝張 : 約8m 40cm
所在地 恵那市明智町川平	所在地 恵那市大井町 2 2 7 9 - 1
申請者応募理由 ・紅葉の名所。憩いの場や観光資源にもなりうる。	申請者応募理由 ・江戸初期の検地に使用された尺杖や水縄を土地の紙に納めた場所として伝えられる。氏神と金神の祠も木の根元にまつられている。
季節景観 紅葉時期 : 11月上旬~中旬	季節景観 特になし
備考 ・昭和9年の国鉄明知線の開通記念に植樹されたもの (その後も植樹されている)	

III 景観重要樹木の指定（案）

調査の結果、樹木2「ハナノキ」と樹木3「下ヶ淵のカエデ」について、恵那市景観計画にある指定方針「地域の自然、歴史、文化などからみて、樹木の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの」と判断し、景観重要樹木として指定すべきものとしたい。

IV 審査後の流れ



報告事項 1 恵那市景観条例の運用状況について

平成 26 年度

区分	件数				不適合処理
		うち適合	うち不適合	助言	
事前協議(任意)	36 件	36 件	0 件	0 件	
届出	29 件	29 件	0 件	0 件	
通知 (公共団体の場合)	3 件	3 件	0 件	0 件	

※1 事前協議（景観条例第 12 条第 2 項に係るもの）は、1 件が色彩基準の確認、残りは長期優良住宅認定に係る確認に必要であるため提出があったもの。

※2 届出（景観法第 16 条第 1 項・第 2 項に係るもの）のうち建築物（新築・増築）に係るもののが 6 件、開発行為 22 件（太陽光パネルの設置 15 件、宅地の造成等 7 件）、土地の形質変更（土石の採取等）1 件

※3 通知（景観法第 16 条第 5 項に係るもの）は、県立恵那農業高校の改築、中野方保育園の新築、市立恵那病院の増築

平成 27 年度（平成 28 年 2 月 3 日現在）

区分	件数				不適合処理
		うち適合	うち不適合	助言	
事前協議(任意)	33 件	33 件	0 件	0 件	
届出	21 件	21 件	0 件	0 件	
通知 (公共団体の場合)	0 件	0 件	0 件	0 件	

※1 事前協議は、1 件が色彩基準の確認、残りは長期優良住宅認定に係る確認に必要であるため提出があったもの。

※2 届出のうち建築物（新築・増築）に係るもののが 4 件、開発行為 12 件（太陽光パネルの設置 8 件、宅地の造成等 4 件）、土地の形質変更（土石の採取等）5 件

報告事項 2 景観重要建造物指定交付式（H27/11/26）について

・出席者 指定第 1 号 建造物指定管理者

公益財団法人日本大正村 副理事長 松井 眞 氏

指定第 2 号、第 3 号 建造物所有者

飯地町自治連合会 会長 平井 一兵 氏

・指定物件

指定番号	建造物の名称	所有者	備考
第 1 号	日本大正村役場（旧明智町役場）	恵那市（商工観光課）	国登録有形文化財 H12. 4. 28 登録
第 2 号	旧市役所飯地事務所庁舎	飯地町自治連合会	国登録有形文化財 H20. 10. 23 登録
第 3 号	旧飯地公民館（五毛座）	飯地町自治連合会	国登録有形文化財 H22. 1. 15 登録

・「指定通知書・指定の標識」交付の様子



・「指定の標識」について

仕様 [砲金鋳物(ブロンズ)製 H150×W220×D15]

12/11 建造物壁面に設置



報告事項 3 リニア中央新幹線に関する送電線の敷設について

・概要

中部電力株式会社が送電線の敷設計画を進めている。

これは、東海旅客鉄道株式会社が建設を進めるリニア中央新幹線の、運転に必要な電力の供給を行うためのもの。

恵那市内においても送電線の敷設が計画される箇所があるため報告する。

・恵那市景観条例の扱い

条例第 12 条の行為の届出では、条例第 2 条第 2 項 4 号の規定により送電線は適用除外。

○工作物は、建築基準法施行令第 138 条に掲げる工作物

・架空電線路用並びに電気事業法に規定する電気事業者の保安通信設備用のものは除く